

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和6年6月17日（令和6年（行情）諮問第714号）

答申日：令和8年10月16日（令和8年度（行情）答申第666号）

事件名：特定期間に特定空港で行われた特定の交信記録の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年2月8日付け国空制第486号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

貴庁の2月8日付の「行政文書不開示決定通知書」では不開示の理由として、当該行政文書は、捜査や調査に関わるため「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」や「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する、としているが、警察の捜査、運輸安全委員会の調査にどう影響するか、それぞれ示されたい。

警察庁のホームページ「日本警察50年史」の中の「刑事訴訟法の制定と第一次捜査権の確立」において、「刑事訴訟法189条2項で『司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。』と規定され、警察は独立した第一次捜査機関として捜査を行うこととなった。」と書かれている。

また、内閣府のホームページ「平成20年度 交通事故の状況及び交通安全施策の現況トピック 運輸安全委員会の設置について」の中で、運輸安全委員会は「独立性をより高めた専門の調査期間として、公正・中立な立場で、航空・鉄道・船舶交通の事故等について自らが証拠収集等の現場調査を行った上で事故発生の様々な要因を科学的かつ客観的に分析し、再発防止の方策を広く国民に提示する組織となった」と紹介されている。また、運輸安全委員会設置法6条でも「委員会の委員長及び委員は独立して

その職権を行う」とされている。

これらを踏まえ、警察、運輸安全委員会は独立して捜査、調査できると定められているが、貴省が行政文書を公表することが独立する両機関にどう影響するか示されたい。

付言すると、貴航空局からは特定月日に「特定航空機Aと特定航空機Bに関する交信記録」が公表されている。今回の決定は上記の公表済み文書まで非開示としており、公表済みの文書を公表できない理由を示されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和6年1月15日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、本件対象文書について、警察において捜査中の事象に関する情報であり、法5条4号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するため、及び、運輸安全委員会において調査中の事象に関する情報であり、法5条6号柱書きに規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示とする決定（原処分）をした。

これに対し、審査請求人は、令和6年3月11日付けで、諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張

上記第2の2のとおり。

3 原処分に対する諮問庁の考え方

審査請求人は、本件対象文書を不開示とした原処分に対し、不服を申し立てているので、以下、原処分が妥当であることを説明する。

請求文書名は、「特定年月日特定期間に東京・羽田空港で行われた全滑走路と全誘導路の担当管制官とパイロットとのすべての交信記録」である。

当該請求に係る行政文書は、警察において捜査中の事象に関する情報であり、当該情報は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）197条2項「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」により照会がなされ、警察に提供したものである。本照会に関する事項は、同条5項によりみだりに漏らさないよう求められており、法5条4号「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するため、不開示とした。なお、前記のとおり、すでに警察に提出済みであり、当該請求に係る行政文書は刑事訴訟法53条の2第1項「訴訟に関する書類及び押収物については、法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140

号)の規定は、適用しない。」により、法の規定は適用しないこととされている。

また、当該請求に係る行政文書は、運輸安全委員会において調査中の事象に関する情報であり、関係者への調査等については、事故調査目的以外に使用しないことを前提として聴取等を行っている。目的外に使用しないとする前提を一方的に反故にして情報を開示することは、今後生じる同種の調査等において、関係者が調査等の目的以外に利用されることを恐れ、又はこれら関係者からの信頼を失い、調査等に十分な協力を得ることが困難となる蓋然性が極めて高く、公正な判断をすることが困難となる現実的なおそれがある。したがって、法5条6号柱書きに規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

なお、航空局から特定月日に「特定航空機Aと特定航空機Bに関する交信記録」が公表されており、公表済みの文書を公表できない理由を問われているが、該当する行政文書は、現在においては、刑事訴訟法197条2項の規定により警察に提供したものであることから、不開示としたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 令和8年7月16日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月8日 審議
- ⑥ 同年10月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、刑事訴訟法53条の2第1項の規定により、法の適用が除外される「訴訟に関する書類及び押収物」にも該当するとした上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、法の規定の適用の可否及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書（特定事故に係る交信記録の部分）の「訴訟に関する書類」該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 原処分では、本件対象文書のうち、羽田空港において発生した特定事故に係る部分を特定し、不開示とする決定を行った。

しかしながら、本件対象文書には当該部分以外の交信記録についても含まれることから、本来であれば本件対象文書全体を対象文書として開示決定等を行うべきであった。

イ 本件対象文書のうち特定事故に係る交信記録については、上記第3の3のとおり、警察による照会に応じて提出したものである。

(2) 刑事訴訟法53条の2第1項は、訴訟に関する書類については、法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、訴訟記録に限られず、捜査中の捜査記録、不起訴記録及び不提出記録もこれに該当するものと解される。

刑事訴訟法53条の2が訴訟に関する書類につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類は典型的に秘密性が高く、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが高いものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

(3) 当審査会において、本件対象文書のうち特定事故に係る交信記録の部分を見分したところ、当該部分は、特定事故に関して捜査機関が被疑事件又は被告事件の捜査の過程で取得した文書であると認められる。したがって、当該部分は、訴訟に関する書類に該当し、刑事訴訟法53条の2第1項の規定により法の規定が適用されないものと認められるから、法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示としたことは、結論において妥当である。

3 本件対象文書（特定事故に係る交信記録の部分を除く。）の不開示情報該当性について

本件対象文書には、諮問庁が上記2（1）で説明するとおり、警察による照会に応じて提出したもの以外の文書が含まれると解されることから、以下これらについて検討する。

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

管制業務は、航空交通の安全を確保する重要な役割を担っており、航空管制官は時々刻々と変化する交通状況や気象状況等を踏まえ、短時間で高度な専門的判断を連続して行うことが求められる。また、音声記録は、その時点における管制官の判断及び対応並びにパイロットの応答が記録されたものである。

このような音声記録が公開された場合、航空管制官の判断及び対応の

全部又は一部が恣意的に取り上げられ、公共の場において様々な議論を呼ぶこととなることが懸念され、それによって、航空管制官は必要な指示、許可及び情報提供等の管制業務を行うに当たり萎縮するおそれがあり、航空交通の安全確保にも支障を及ぼすおそれがある。

さらに、国際民間航空条約附属書 13 において、事故調査等の目的以外での音声記録の利用は制限されており、その取扱いについては、将来の事故調査への悪影響と開示による便益を比較衡量した上で決定すべき旨が示されているところである。この考え方は、管制業務及び事故調査の性質に鑑み、個別具体的な事案ごとの比較衡量のみで判断されるものではなく、将来の事故調査等の制度全体への影響を考慮して判断されるべきものである。

事故調査等の目的のみに利用されるとの前提を覆して目的外に公開された場合、今後実施される同種の調査において、関係者が情報提供や協力に消極的となり、制度そのものに対する信頼を失うことが強く懸念される。その結果、事実関係の正確な情報把握や原因分析が困難となり、航空交通の安全性向上のために行われる事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

したがって、音声記録を開示することは、管制業務及びこれに関連する安全確保に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性が高く、法 5 条 6 号柱書きに規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示とする。

- (2) 以上を踏まえ検討すると、本件対象文書（特定事故に係る交信記録の部分を除く。）を公にすると、今後実施される同種の調査において、関係者が情報提供や協力に消極的となり、その結果、事実関係の正確な情報把握や原因分析が困難となり、航空交通の安全性向上のために行われる事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該文書は、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法 5 条 4 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象文書（特定事故に係る交信記録の部分）は刑事訴訟法 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定は適用されない、又は法 5 条 4 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とすべきとし、本件対象文書

（特定事故に係る交信記録の部分を除く。）は同号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書（特定事故に係る交信記録の部分）は、同項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められるので、法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示としたことは結論において妥当であり、本件対象文書（特定事故に係る交信記録の部分を除く。）は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

別紙（本件対象文書）

特定年月日特定期間に東京・羽田空港で行われた全滑走路と全誘導路の担当
管制官とパイロットとのすべての交信記録